

学校いじめ防止基本方針

(いじめ防止全体計画)

青森県立尾上総合高等学校 定時制の課程

1 基本方針の目的

本校では、校訓「自立・探究・調和」のもと、『自主自立の精神を養い、自然や文化を慈しみ、社会の一員としての自覚と奉仕の心を養う』ことを目標に、心身共に健康で、調和の精神に富み「生きぬく力」を備えた人間の育成を図る」ことを教育目標としている。

その達成のために、全校生徒が安心かつ充実した学校生活を送り、生き生きとした教育活動に取り組めるよう、教職員、生徒、保護者が一体となって、いじめの抑止、いじめを生まない土壌づくりに継続して取り組み、いじめを許さない学校づくりを推進していく。

そのための方策として、指導体制及び組織的対応等を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、「学校いじめ防止基本方針」を定めるものである。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。
(いじめ防止対策推進法より抜粋)

(2) いじめに対する基本的な認識

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけではなく、「観衆」「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用となったり促進作用となったりする。

②いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配心（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快心（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する。数が多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いろいろなを晴らしたい）

(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、噂流し、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り、誹謗中傷（メール等を含む）、けんか、ふざけ合い

3 指導体制・組織的対応について

(1) 通常の指導体制

いじめの未然防止、早期発見等の対策のため「いじめ防止委員会」を設置する。構成員は、教頭、生徒指導主事、生徒指導部（いじめ担当）、各年次主任、Ⅲ部部長、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールソーシャルワーカーとする。

別紙1【通常の指導体制（未然防止・早期発見）】

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取り組み、指導のため「いじめ対策委員会」を設置する。構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部（いじめ担当）、各年次主任、Ⅲ部部長、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールソーシャルワーカー（SSW）、その他関係職員とし、重大事態発生時には、いじめ防止専門員、必要に応じて、関係機関を参集する。

別紙2【緊急時の組織的対応（いじめへの対応）】

4 いじめの未然防止について

いじめ問題への対応では、いじめを起こさないための予防的取り組みが最も重要であり、教育活動全体を通じて、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることに重点を置く。

(1) 授業の充実

- ・「わかる」「できる」授業の取り組み、互いに高めあう集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・産業社会と人間、総合的な学習の時間における体験的な活動を通じて、自己有用感を高める

(3) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施（4月、7～8月、12～1月、内1回は三者面談）
- ・コミュニケーションスキルの体得

(4) 情報モラル教育の充実

- ・各教科での情報モラル教育の実施
- ・講演会等の開催
- ・保護者への啓発（フィルタリング、見守り）

(5) 生徒会活動の充実

- ・主体的活動への支援
- ・生徒会執行部を中心とした生徒から生徒への働きかけ

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、本校いじめ防止基本方針の周知
- ・学校公開の実施

5 いじめの早期発見について

いじめ問題を解決するための重要ポイントは、早期発見、事案対処である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、事案対処に努める。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめを受けている生徒、いじめている生徒のサイン

別紙3

(3) 講義室、家庭でのサイン

別紙4

(4) 情報の収集

- ・教員の観察による気づき
- ・養護教諭からの情報
- ・相談、訴え（生徒、保護者、地域等）
- ・アンケートの実施（年5回：5月・7月・10月・12月・2月）
- ・面談の定期的実施（教育相談）
- ・個人記録シート作成、入力

(5) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置、周知

(6) ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロールからの情報

(7) 情報の共有

- ・報告経路の明示、報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握

6 解決に向けた対応について

(1) 関係生徒への対応

①いじめを受けている生徒への対応

いじめを受けている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめを受けている生徒の立場」で継続的に支援する。

- ・安全、安心を確保する
- ・心のケアを図る（ＳＳＷの面談、スクールカウンセラー等の利用）
- ・今後の対策について、共に考える
- ・温かい人間関係をつくる

②いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で臨むとともに、いじめている生徒の内面や背景の理解に努め、特別指導（懲戒処分）を行う。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・なぜこのようなことをしたのか、自分の心の動きを気付かせる（自己理解）
- ・いじめを受けている生徒が、苦痛に感じていることを気付かせる（他者理解）
- ・今後を考えさせる

③観衆・傍観者への対応

観衆・傍観者に対して、自分たちでいじめ問題を解決する力の育成に努める。

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくり
- ・自己有用感が味わえる集団づくり

（２）保護者への対応

①いじめを受けている生徒の保護者に対して

事実を把握後、速やかに面談し、丁寧に説明する。学校は全力を尽くし対応に当たることを伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。その際、教員一人では対応しない。（相談されたケースも同様）

- ・じっくりと話を聴く
- ・苦痛に対して理解を示す
- ・親子会話を大切に、協力を求める
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

②いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。その際、教員一人では対応しない。

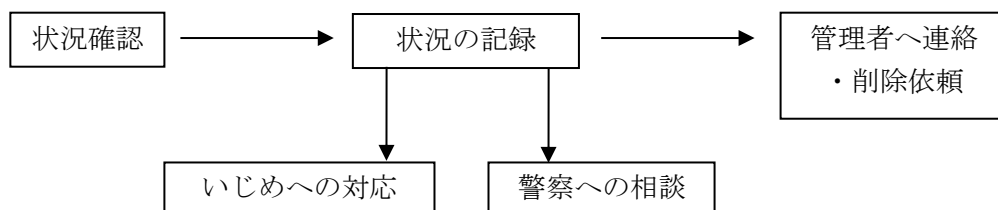
- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある
- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・行動が変わるように保護者に協力を求める
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入り関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

（３）ネットによる不当な書き込みへの対処



（４）関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もあり、情報の交換だけでなく、一体的な対応に努める。

①教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法

- ・関係機関との調整
- ②警察との連携
 - ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
 - ・犯罪等の違法行為がある場合
- ③福祉関係との連携
 - ・家庭の養育に関する指導・助言
 - ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- ④医療機関との連携
 - ・精神保健に関する相談
 - ・精神症状についての治療、指導・助言
- ⑤その他専門性を有する者

7 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ①生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・高額な金品を奪い取られた場合
- ②生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている。
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 重大事態時の対応

重大事態と判断した場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則り、保護者や各関係機関と連携して組織的に対応する。

別紙2【緊急時の組織的対応（いじめへの対応）】

8 評価

学校におけるいじめ防止対策が、予定とおり実施され、防止効果を果たしているかを検証し、次年度への改善につなげるために次のような検証及び検討を行う。

(1) 検証

- ①いじめアンケート（年5回：5月・7月・10月・12月・2月）
- ②生徒授業アンケート（9月、1月）
- ③学校評価保護者アンケート（12月）
- ④学校評価教職員アンケート（1月）
- ⑤分掌評価アンケート（9月、12月）

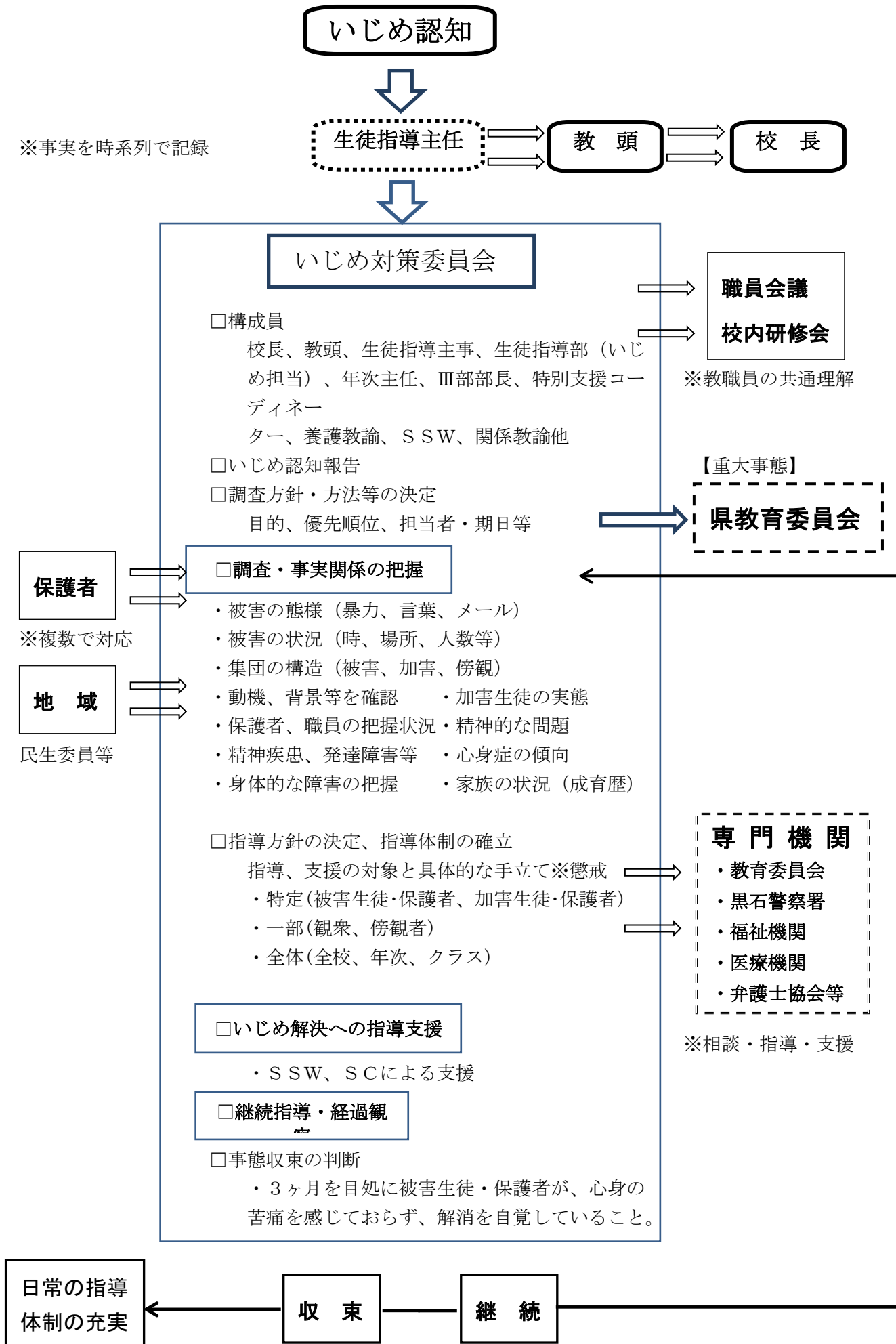
(2) 検討

アンケートの評価項目をもとに、前期・後期学校評価会議において、その取り組み状況と防止効果を検討し、いじめ防止委員会に次年度の改善を促す。いじめ防止委員会は、年度末までに改善策を検討し、各分掌に対策を指示し、次年度の取り組みに反映させる。また、校長が必要と判断した場合には、いじめ対策委員会を招集する。

9 学校いじめ防止プログラム

学校いじめ防止基本方針の目的を踏まえ、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの未然防止が体系的、計画的に行われるように、学校いじめ防止プログラムを策定する。 別紙5

緊急時の組織的対応（重大事態発生時の対応を含む）



1 いじめを受けている生徒のサイン

いじめを受けている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時・朝の S H R	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れる。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授 業 中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 突然個人名が出される。
休 み 時 間 等	弁当にいたずらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服が汚れていたりしている。 一人で清掃している。
放 課 後 等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめを行っている生徒のサイン

いじめを行っている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
教室等に仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

別紙 4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サ イ ン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがあったりする。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。 成績が下がる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。

別紙 5

学校いじめ防止プログラム

月	実 施 内 容	場 面	対 象	主 管
4	・学校いじめ防止基本方針の確認及び共通理解 ・生徒情報交換会 ・保護者へのいじめ防止基本方針の説明及び啓発 ・学校いじめ防止基本方針のHP掲載 ・全校生徒へのいじめ防止基本方針の説明及び啓発 ・HR活動（年間・前期目標設定・役割分担） ・情報モラル教室、命の大切さを学ぶ教室 ・個人面談（面談週間） ・挨拶運動 ・特別支援教育委員会	職員会議 職員会議 参観日 学校HP 全校集会 HR 全校集会 HR 登校時 特別委員会	教職員 教職員 保護者 地域 全校生徒 全校生徒 全校生徒 全校生徒 全校生徒 全校生徒 教職員等	教頭 生徒指導部 生徒指導部 教務部 生徒指導部 HR担任 生徒指導部 HR担任 生徒会 教育相談部
5	・HR活動（人間関係とコミュニケーション） ・生徒総会 ・挨拶運動 ・いじめアンケート ・特別支援教育委員会	HR 全校集会 登校時 学級 特別委員会	全校生徒 全校生徒 全校生徒 全校生徒 全校生徒 教職員等	HR担任 生徒会 生徒会 生徒指導部 教育相談部
6	・性教育講話 ・校内研修 ・挨拶運動 ・特別支援教育委員会	年次 職員会議 登校時 特別委員会	1年次 教職員 全校生徒 教職員等	生徒指導部 保健部 生徒会 教育相談部
7	・第1回いじめ防止委員会会議 ・個人面談（四者） ・挨拶運動 ・いじめアンケート ・特別支援教育委員会	特別委員会 HR 生徒会 HR 特別委員会	教職員等 全校生徒 全校生徒 全校生徒 教職員等	ハートフルリーダー HR担任 生徒会 生徒指導部 教育相談部
8	・挨拶運動 ・特別支援教育委員会	登校時 特別委員会	全校生徒 教職員等	生徒会 教育相談部
9	・個人面談 ・校内生活体験発表大会 ・挨拶運動 ・HR活動（前期振り返り・後期目標設定） ・授業アンケート ・特別支援教育委員会	HR 学級・年次 登校時 HR 各講座 特別委員会	全校生徒 全校生徒 全校生徒 全校生徒 受講者 教職員等	HR担任 生徒指導部 生徒会 HR担任 教科担任 教育相談部
10	・いじめアンケート ・挨拶運動 ・特別支援教育委員会	学級 登校時 特別委員会	全校生徒 全校生徒 教職員等	生徒指導部 生徒会 教育相談部
11	・第2回いじめ防止委員会会議 ・生徒総会 ・PTA挨拶運動 ・挨拶運動 ・特別支援教育委員会	特別委員会 全校集会 登校時 登校時 特別委員会	教職員等 全校生徒 全校生徒 全校生徒 教職員等	ハートフルリーダー 生徒会 渉外部 生徒会 教育相談部

月	実 施 内 容	場面	対象	主管
12	・ 個人面談 ・ 学校評価保護者アンケート ・ 学校評価教職員アンケート ・ 分掌評価アンケート ・ 挨拶運動 ・ いじめアンケート ・ 特別支援教育委員会	HR 学級 個人 分掌 登校時 学級 特別委員会	全校生徒 保護者 教職員 教職員 全校生徒 全校生徒 教職員等	HR 担任 教頭 教頭 生徒指導部 生徒会 生徒指導部 教育相談部
1	・ 校内研修 ・ 授業アンケート ・ 挨拶運動 ・ 特別支援教育委員会	職員会議 各講座 学級 登校時 特別委員会	教職員 受講生 全校生徒 全校生徒 教職員等	ハートフルリーダー 教科担任 生徒指導部 生徒会 教育相談部
2	・ 第3回いじめ防止委員会会議 ・ HR活動（自己の成長について） ・ 挨拶運動 ・ 特別支援教育委員会	特別委員会 HR 登校時 特別委員会	教職員等 全校生徒 全校生徒 教職員等	ハートフルリーダー HR 担任 生徒会 教育相談部
3	・ HR活動（今年度の振り返り） ・ 学校いじめ防止基本方針の見直し ・ 中学校訪問 ・ 挨拶運動 ・ 特別支援教育委員会	HR 職員会議 中学校 登校時 特別委員会	全校生徒 教職員 入学予定者 生徒会 教職員等	HR 担任 教頭 生徒指導部 生徒会 教育相談部
他	・ 定例職員会議、生徒指導委員会、いじめ防止委員会において、毎月、生徒の状況報告、生徒指導の情報提供を行う。	職員会議 分掌 特別委員会	教職員	教務部 生徒指導部 ハートフルリーダー

いじめ防止のための職務別ポイント

(1) いじめ防止のための措置

《HR担任等》

- ・日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・いじめの態様については、日常生活で発生するけんかやふざけ合いであっても、いじめ行為となる可能性があることを確認させる。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲介者への転換を促す。
- ・一人一人を大切にしたいホームルーム経営に努める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・積極的に研修等に参加し、いじめ問題全般について、キャリアアップを図る。

《養護教諭》

- ・性教育講演会等の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《生徒指導部》

- ・いじめ問題について必要がある場合は校内研修や職員会議で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から地区生徒指導部会等と連携し情報交換を密に行う。
- ・生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会など積極的に設けるよう努める。
- ・いじめ問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。

《管理職》

- ・集会などで日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。

《すべての職員》

- ・保護者に対して、子供の家庭教育は高校卒業までが最後の「道徳教育」の時間と捉え、最善を尽くして欲しいことをお願いする。

(2) 早期発見のための措置

《HR担任等》

- ・日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・休み時間や放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行なう。

《養護教諭》

- ・保健室を利用する生徒からの相談および雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じた時は、その機会を捉え、悩みを聞く。
- ・傷病以外の生徒であっても、来室者を分別せずに、保健室を利用して面談を行う。

《生徒指導部》

- ・ 定期的なアンケート調査を行う。
- ・ 電話相談窓口についてパンフレット等で周知する。
- ・ 校内巡視や、敷地内巡視等において、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

《管理職》

- ・ 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行なうことができる体制を整備する。
- ・ 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか定期的に点検する。

《すべての職員》

- ・ 授業内での観察、校内巡回計画に基づいた巡視を行い、生徒の状況を把握する。その際に気付いたことや気になったことなどがあった場合は、些細なことであっても確実に個人記録シートにその情報を入力する。
- ・ 万が一、メール等の手段でコミュニケーションを図った場合は、そのデータを必ず印刷して保存しておく。

(3) いじめに対する措置

① 【情報を集める。常に状況把握に努める】

《全職員》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は複数の教員が直ちに現場に駆けつける）。
- ・ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・ 発見や通報を受けた場合は、速やかにいじめを受けた生徒から順に関係生徒から聴き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行なう。その際、他の生徒の目に触れないよう、聴き取りの場所、時間等に慎重に配慮する。また、いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聴き取りを行なう。
- ・ 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他から得られた情報は確実に残す。
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

② 【指導・支援体制を組む】

《特別委員会》

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（「いじめ対策委員会」の構成員で役割分担する）。
 - いじめを受けた生徒や、いじめた生徒への対応
 - その保護者への対応
 - 県教育委員会や関係機関との連携の必要性の有無等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがある時は、直ちに所轄警察署に通報し適切に援助を求める。
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「いじめ対策委員会」でより適切に対応する。

③ 【生徒への指導・支援を行なう。保護者と連携する】

「いじめ対策委員会」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行なう。

《いじめを受けた生徒に対応する教員》

- ・ いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめを受けた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・ いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめを受けた生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

《いじめた生徒に対応する教員》

- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりしていじめをうけて生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめた生徒に指導を行なっても十分な効果をあげることが困難である場合は、所轄警察署とも連携して対応する。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレス（交友関係、学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく運動や読書などで的確に発散できる力を育む。